示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

茨城県常総市長之印 市長応接室専用

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１，０９２，９１２円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月６日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地３

氏名　常総市長　長谷川　典　子　㊞

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

茨城県常総市長之印 市長応接室専用

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
住宅修繕工事費	1　式		857,272	
家具損害賠償費	1　式		217,640	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			1,092,912	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と [redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金５２４，１００円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月 4日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted] ㊞

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
畳・カーペット張替工事費	1　式		506,100	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			524,100	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

１　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する星野宮排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する家屋が浸水し損害を受けた。

２　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金６９９，０００円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

(3) 甲及び乙は，本件に関し，前２号に定めるもののほか，何ら債権債務のないことを相互に確認する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年11　月24　日

甲　住所　　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　　常総市長　長谷川　典子

乙　住所　[redacted]

氏名　[redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
家屋補修工事費	1　式		609,000	
シロアリ防除再工事費	1　式		90,000	
計			699,000	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１，８７７，７２０円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月５日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所 [redacted]

氏名 [redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車損害賠償費	1　式		1,859,720	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			1,877,720	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金１８５，３９１円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年 10月 5 日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地

氏名　常総市長　長谷川　典　子

乙　住所　[redacted]

氏名　[redacted]

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市 [redacted]

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車清掃費	1　式		51,891	
カーナビ損害賠償費	1　式		115,500	
就業不能補償	1　日		18,000	立会日
計			185,391	

示　談　書

常総市（以下「甲」という。）と[redacted]（以下「乙」という。）とは，平成２３年９月２１日に到来した台風１５号の豪雨による鬼怒川の増水に伴う浸水によって生じた乙の損害を甲が賠償することに関し，次のとおり示談する。

茨城県常総市長之印 新総議専用

1　本件の状況

平成２３年９月２１日に到来した台風１５号による豪雨のために翌２２日に鬼怒川が増水したが，甲の管理する坂巻排水樋管のゲート操作が遅延したことによって鬼怒川の水が堤内に逆流し，乙の所有する乗用車が浸水し損害を受けた。

2　示談の内容

(1) 甲は，乙が浸水によって受けた本件の損害に対する賠償金として，別表損害賠償内訳書のとおり金４５０，４５０円を乙に支払うものとする。

(2) 甲及び乙は，乙が浸水によって受けた本件の損害及びこれに対する甲の賠償に関し，今後いかなる事情が生じても異議の申立てをしないことを確約する。

以上のとおり示談が成立したので，本書を２通作成し，甲及び乙がそれぞれ記名押印し，各自１通を保有する。

平成２３年10月５日

甲　住所　常総市水海道諏訪町３２２２番地３

氏名　常総市長　長谷川　典　子　茨城県常総市長之印 新総議専用

乙　住所[redacted]

氏名

別　表

損害賠償内訳書

所在地　常総市[redacted]

茨城県常総市長之印 新総議専用

損害賠償の種類	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
乗用車修理費	1　式		450,450	
計			450,450	